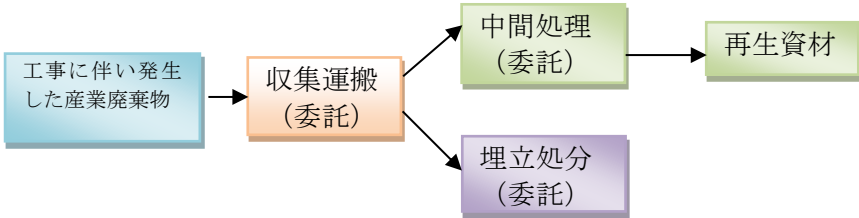


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月19日	
北九州市長 武内 和久 様	
提出者 住 所 北九州市小倉北区浅野2-13-23 氏 名 東洋建設株式会社北九州営業所 所長 大谷 達男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 093-541-1385	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東洋建設株式会社 北九州営業所
事業場の所在地	北九州市小倉北区浅野2-13-23
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	前年度の完成工事高 74億
③ 従業員数	37人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		別紙のとおり	
	① 現状	産業廃棄物の種類		
排出量			t	t
(これまでに実施した取組)				
・余剰工事使用資材の削減				
② 計画	【目標】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	排出量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
・設計・工法検討の各時点で、建設廃棄物の発生を抑制				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラ、金属くず、紙くず、木くず、混合廃棄物を分別するため、コンテナ等専用保管ヤードを設置する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を維持する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託契約やマニフェスト使用状況は良好に運用されている。		

② 計画	【目標】	別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する ・再生利用、熱回収可能な廃棄物は、可能な限り再生利用業者又は認定熱回収業者へ処理を委託する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

環境管理組織表

(総括管理)

土木・建築部長または工事部長

【建設副産物等総括管理者】

【建設副産物等総括管理者】としての職務

- 1 現場の建設副産物等の発生抑制、有効利用、適正処理に係る国が定めた基本方針に基づく活動の推進(基本方針:「資源有効利用促進法」第3条)
- 2 建設副産物の有効利用及び廃棄物の適正処理に関する指導及び監督
- 3 現場への資料提供、助言及び指導
- 4 現場の廃棄物処理業者の選定、契約に関する調整、確認
- 5 現場の廃棄物処理、リサイクルに関する届出、報告書の確認または作成と自治体や発注者への提出
- 6 現場の建設副産物の有効利用及び廃棄物の適正処理に関する実績の把握と記録の保存
- 7 その他、必要な事項

(作業所管理)

作業所長

【建設副産物処理責任者】

(代理者)

【建設副産物処理責任者】としての職務

- 1 一定規模以上の工事の再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用計画書(実施書)の作成
- 2 建設廃棄物処理計画書の作成。
- 3 一定規模以上の工事の分別解体等計画書(実施書)の作成、報告(以下、3～5:建設リサイクル法)
- 4 分別解体に係る以下の事項の下請負人に対する告知
 - a) 分別解体の方法
 - b) 解体工事に要する費用
 - c) 再資源化等をするための施設及び所在地
 - d) 再資源化等に要する費用
- 5 再生資源材の利用に関し発注者と品質管理等の協議
- 6 建設廃棄物処理業者の選定、契約、指導、監督
- 7 協力業者の廃棄物処理等に関する指導、監督。
- 8 建設副産物処理(状況・実績)報告書の作成、報告
- 9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・管理
- 10 建設系廃棄物処理委託契約の履行の確認。
- 11 現場事務所等にて発生する、事業系一般廃棄物の自治体条例規則(あるいは入居するビル管理規定等)に順じた適切な処理
- 12 建設副産物の有効利用及び廃棄物の適正処理に関する実績の把握と支店工事部長(土木部長・建築部長)の確認を経た上での、支店安全環境部への報告(環境目標達成評価表[A]、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書等)
- 13 その他必要な事項。

有資格者

特別管理産業廃棄物
管理責任者

※該当がある場合

(建設副産物処理)

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画 建設廃棄物処理計画書の作成	
(担当)	
適正処理の確認(マニフェスト伝票等の管理)	
(担当)	
処理実績の報告・記録の保存	
(担当)	
廃棄物の保管	
(担当)	
事務所の事業系廃棄物の処理	
(担当)	

(環境計測)

環境計測 項目	
(担当)	
環境計測 項目	
(担当)	
環境計測 項目	
(担当)	

※騒音・振動や水質汚濁等環境に関わる計測項目があれば記入

